

青森県報

第二千六百十四号

平成十八年
四月十日
(月曜日)

目次

告 示

身体障害者福祉法による医師の指定……………(障害福祉課) ……一
公有水面埋立ての免許……………(漁港漁場整備課) ……一

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……………(総務学事課) ……二

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する

同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課) ……二

右 同……………() ……三

右 同……………() ……三

土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課) ……三

土地改良事業計画変更の認可……………() ……四

県営土地改良事業計画の決定……………() ……四

出先機関

土地改良事業の工事の完了……………(中南地域民局) ……四

正 誤

平成十八年四月一日号外第三十七号告示中……………(監理課) ……四

告

示

青森県告示第三百三十七号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十六号)第五条の規定により告示する。

平成十八年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	勤 務 する 病 院 等		診 療 科 目	年 指 月 日 定
	名 称	所 在 地		
今 清 寛	独立行政法人 国立病院機構 青森病院	青森市浪岡大字女 鹿沢字平野一五五	神経内科(肢体 不自由)	平成 一六・四・一
小山 慶 信	"	"	"	"

青森県告示第三百三十八号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十八年三月二十九日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十八年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

- むつ市金谷一丁目の一
- むつ市

2 代表者の住所及び氏名

- むつ市金谷一丁目の一
- むつ市長 杉山 肅

二 埋立区域

1 位置

2 区域
むつ市脇野沢黒岩二八九番から八番二に至る地先公有水面

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各点のうち、の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及びの地点と の地点とを結んだ線により囲まれた区域

の地点 X座標 プラス二二六〇四四・〇九七メートル

Y座標 マイナス二二三〇・一六三メートル

の地点 X座標 プラス二二六〇六二・一八四メートル

Y座標 マイナス二三四三・一九二メートル

の地点 X座標 プラス二二六〇七六・一七六メートル

Y座標 マイナス二三五七・七五九メートル

の地点 X座標 プラス二二六〇七三・六八六メートル

Y座標 マイナス二三七七・八八八メートル

の地点 X座標 プラス二二六〇九四・九六七メートル

Y座標 マイナス二二六八・八六三メートル

の地点 X座標 プラス二二六一〇八・五八四メートル

Y座標 マイナス二二六七・五三〇メートル

の地点 X座標 プラス二二六〇六八・七七〇メートル

Y座標 マイナス二二二二・三五八メートル

3 面積

一、五一九・六三平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

むつ市脇野沢黒岩二八九番から八番二に至る地先公有水面

2 区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各点のうち、の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及びの地点と の地点とを結んだ線により囲まれた区域

の地点 X座標 プラス二二六〇三七・一〇〇メートル

Y座標 マイナス二二二二・九四三メートル

の地点 X座標 プラス二二六〇七六・三八八メートル

Y座標 マイナス二二七七・三七八メートル

の地点 X座標 プラス二二六一二・〇一七メートル

Y座標 マイナス二二七二・二八七メートル

の地点 X座標 プラス二二六〇六二・九四八メートル

Y座標 マイナス二二〇四・二九〇メートル

3 面積

二、四〇六・一七平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成十八年一月から同年三月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成十八年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十八年三月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人くろいしアスリートアンドエンジョイクラブ

三 代表者の氏名

高樋 憲

四 主たる事務所の所在地

黒石市大字内町二四の一

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の連帯感と活力ある地域づくりに貢献するため、地域のスポーツクラブとして地域住民に対し、子どもから大人まで生涯にわたって気軽に様々なスポーツが楽しめる事業と、日本代表やオリンピックを目標とする選手を育てる事業を行い、地域住民のスポーツ活動に対しての意識を高め、スポーツを気軽に日常的に心から楽しみ、子どもたちへの教育への貢献と地域住民の健康維持・増進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十八年三月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人十和田・L・ステージクリエイト

三 代表者の氏名

野崎 能成

四 主たる事務所の所在地

十和田市東四番町二の四〇

五 定款に記載された目的

この法人は、広く個人または団体との連携を図り、芸術文化活動及びその支援に関する事業を行い、以つて地域における芸術及び生活文化の創造と振興に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日
平成十八年三月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人夢アジア

三 代表者の氏名

新岡 正博

四 主たる事務所の所在地
青森市本町三丁目四の一市営住宅はままち団地二二

五 定款に記載された目的
この法人は青森市周辺の地域住民に対して外国人と県民の国際交流、文化交流に関する事業を行うことによつて、地域の国際交流促進に役立つ社会づくりに寄与することを目的とする。

~~~~~  
土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、西津軽土地改良区の定款の変更を平成十八年三月三十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十八年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、西津軽土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成十八年三月三十一日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成十八年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

事業名 維持管理

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、中津1号堤地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十八年四月十一日から同年五月十一日まで

三 縦覧の場所

東北町役場

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十八年四月十日

中南地域県民局長 天 童 光 宏

|                 |        |           |
|-----------------|--------|-----------|
| 土地改良事業の名称       | 事業を行う者 | 工事完了年月日   |
| 十七年災農地災害復旧事業    | 大 鰐 町  | 平成一七・二・一〇 |
| "               | "      | 一七・二・二四   |
| "               | "      | "         |
| 十七年災農業用施設災害復旧事業 | "      | "         |
| "               | "      | "         |
| "               | "      | "         |
| "               | "      | 一七・一〇・五   |
| "               | "      | "         |
| "               | "      | "         |

正 誤

監 理 課

|                    |    |       |      |   |   |       |     |
|--------------------|----|-------|------|---|---|-------|-----|
| 発行年月日              | 区分 | 番 号   | ペー ジ | 段 | 行 | 誤     | 正   |
| 平成一八・四・一<br>号外第三七号 | 告示 | 第一八八号 | 六    | 上 | 四 | の二第二項 | 第二項 |

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭